

令和5年11月29日  
阪神水道企業団 総務部総務課

阪神水道企業団における工事契約約款第25条  
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)の運用について

全体スライド条項については、別に定めるものを除き国土交通省の「全体スライド条項運用マニュアル」を準用することとしております。

○[運用マニュアル（国土交通省ホームページ）](#)

単品スライド条項については、別に定めるものを除き兵庫県の「単品スライド条項運用マニュアル」を準用することとしております。

○[単品スライド条項運用マニュアル（兵庫県ホームページ）](#)

インフレスライド条項については、別に定めるものを除き兵庫県の「インフレスライド条項運用マニュアル」を準用することとしております。

○[インフレスライド条項運用マニュアル（兵庫県ホームページ）](#)